7 従業員等の不誠実行為損害補償制度

（身元信用保険）

加入対象　介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設
老人・障害者・児童等の施設サービスを実施する入所型施設

＊新規募集は行っておりません。



◆この制度の特長

被保証人が、被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為（窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為）を行ったことにより、被保険者が被った財産上の直接の積極的損害に対して保険金をお支払いします。

◆被保険者（補償の対象者）

社会福祉施設・事業者
（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）

◆被保証人

被保険者と雇用関係にある者に限ります。
従業員兼務役員、人材派遣会社からの派遣者、パート・アルバイト等臨時雇用者は対象外です。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 職員（被保証人）が業務中に職務上の地位を利用して施設入居者の金銭を窃盗したため、施設（雇主）が施設入居者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に施設の負担分を補償します。

◆支払限度額

加入タイプ	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
年間総支払限度額	800万円	500万円	200万円

◆保険料

被保証人	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	被保証人	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
1名	7,540円	6,210円	4,200円	26名	63,470円	52,300円	35,410円
2名	12,050円	9,930円	6,720円	27名	65,270円	53,790円	36,420円
3名	16,570円	13,650円	9,240円	28名	67,080円	55,270円	37,420円
4名	21,080円	17,370円	11,760円	29名	68,880円	56,760円	38,430円
5名	25,600円	21,090円	14,280円	30名	70,680円	58,250円	39,440円
6名	27,400円	22,580円	15,290円	31名	72,490円	59,730円	40,440円
7名	29,200円	24,070円	16,290円	32名	74,290円	61,220円	41,450円
8名	31,010円	25,550円	17,300円	33名	76,090円	62,700円	42,460円
9名	32,810円	27,040円	18,310円	34名	77,900円	64,190円	43,460円
10名	34,610円	28,520円	19,310円	35名	79,700円	65,680円	44,470円
11名	36,420円	30,010円	20,320円	36名	81,500円	67,160円	45,470円
12名	38,220円	31,500円	21,330円	37名	83,310円	68,650円	46,480円
13名	40,030円	32,980円	22,330円	38名	85,110円	70,130円	47,490円
14名	41,830円	34,470円	23,340円	39名	86,910円	71,620円	48,490円
15名	43,630円	35,950円	24,340円	40名	88,720円	73,110円	49,500円
16名	45,440円	37,440円	25,350円	41名	90,520円	74,590円	50,510円
17名	47,240円	38,930円	26,360円	42名	92,320円	76,080円	51,510円
18名	49,040円	40,410円	27,360円	43名	94,130円	77,560円	52,520円
19名	50,850円	41,900円	28,370円	44名	95,930円	79,050円	53,520円
20名	52,650円	43,380円	29,380円	45名	97,730円	80,540円	54,530円
21名	54,450円	44,870円	30,380円	46名	99,540円	82,020円	55,540円
22名	56,260円	46,360円	31,390円	47名	101,340円	83,510円	56,540円
23名	58,060円	47,840円	32,390円	48名	103,140円	85,000円	57,550円
24名	59,860円	49,330円	33,400円	49名	104,950円	86,480円	58,560円
25名	61,670円	50,820円	34,410円	50名	106,750円	87,970円	59,560円

※保険期間中の中途において被保証人数が1割を超えて増減する場合には、すみやかに、引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡無く被保証人数が1割を超えて増加していた場合、保険金が支払われないことがあります。
※50名超の場合は、代理店・扱者へお問合わせください。

ご加入の場合は加入申込票1枚目裏面の告知書にご記入ください。

7 従業員等の不誠実行為損害補償制度

保険金をお支払いする主な場合

被保証人が保険期間中に次のいずれかに該当した場合において、それにより被保険者の被った財産上の直接の積極的損害(注)に対して保険金をお支払いします。
a.被保険者のためにその事務を処理するにあたり、被保険者またはその他の者に対して窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為(以下「不誠実行為」といいます。)を行ったこと。
b.自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為を行ったこと。
保険金お支払いの条件については、適用される特別約款・特約により異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。
(注)財産上の直接の積極的損害
被保証人の不誠実行為により直接既存の財産が減少するという形で受けた損害をいい、被保険者以外の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。

お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特別約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。
a.被保証人の不誠実行為により被保険者の被った財産上の直接の積極的損害に対して、加入者証記載の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。ただし、同一被保証人が行いまたは加担した不誠実行為が、この保険契約とこの保険契約が引き継いだ前保険契約の保険期間のそれぞれにおいて行われたときは、この保険契約でお支払いする保険金は、この保険契約の支払限度額より前保険契約において支払うべき保険金の額を控除した差額が限度となります。
なお、損害の額は、損害の生じた地および時を基準として定めます。また、被保険者が被保証人に対して俸給、手数料、保証金等の債務を有する場合は、被保険者が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を按分し、これを損害の額から控除した残額を基礎として保険金支払額を決定します。
b.不誠実行為または損害発生時において、引受保険会社は、次の事項のために被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。
ア.損害の発生および拡大の防止
イ.被保証人または第三者(身元保証人を含みます。)に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。

保険金をお支払いする際のご注意事項

●保険契約者または被保険者は、不誠実行為または損害が発生したことを知った場合は、次表「不誠実行為または損害発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

不誠実行為または損害発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
①損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
②不誠実行為または損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく引受保険会社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③被保証人または第三者(注1)に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、被保証人または第三者(注1)に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく引受保険会社に通知 すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥①から⑤までのほか、引受保険会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また引受保険会社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1)第三者には、身元保証人を含みます。
(注2)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

●保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく②の事項について事実と異なることを告げた場合または⑥の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

●他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が損害の額(注4)以下のときは、引受保険会社は、この保険契約の支払責任額(注3)を支払保険金の額とします。

●他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が損害の額(注4)を超えるときは、引受保険会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注3)
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注4)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注3)を限度とします。

(注3)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注4)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する損害に対しては保険金をお支払いいたしません。
○保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人(注1)の故意または重大な過失によって生じた損害
○法令に違反した行為によって被保険者が取得した財産について生じた損害
○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
○地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
○核燃料物質(注3)または核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
○保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が既に不誠実行為の準備行為が行われていたことを知っていた場合において、その不誠実行為によって被保険者が被った損害
○既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させた不誠実行為による損害
○保険契約者または被保険者が、この保険契約の失効・解約・解除または保険期間満了後1年間以降に発見した不誠実行為による損害
○加害被保証人名が不明の場合

等

(注1)これらの者の代理人には、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
(注2)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。以下同様とします。
(注4)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
※上記は普通保険約款において定めた主なものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。